平成３０年（フ）第５２４号
福岡市西区石丸１丁目21番１―203号
債務者　篠崎　勝治
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１１３号
大阪市浪速区幸町１丁目３番13―1003号
債務者　畏谷さとみ
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１７０号
大阪市住吉区我孫子東３丁目７番９―104号
債務者　岡本　尚子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３９６号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目６番５号セレクションＦ１　305号、前住所大阪府東大阪市玉串町東２丁目５番27号
債務者　前田　　亮
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０２号
岩手県盛岡市小鳥沢１丁目９番６号サンヴィレッジ小鳥沢Ｂ201号
債務者　飯塚　義三
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７０号
静岡市清水区駒越中２丁目１番63―７号
債務者　吉田　　歩
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１１号
静岡市駿河区小鹿３丁目15番15号　サンハイツ小鹿101号
債務者　井口　紀子（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１５号
静岡市駿河区西島257番地の２　ピープル97―105号
債務者　武野　範子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５４号
東京都三鷹市野崎３丁目20番７号ハイツ雅清105
債務者　梅山　一三
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３５５号
東京都三鷹市野崎３丁目20番７号ハイツ雅清105
債務者　梅山　久子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３８号
東京都国分寺市新町１丁目12番地16コーポラス田園201
債務者　山本　　克
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３４号
静岡県袋井市下山梨271番地の２の１　ハイツＦＵＪＩ　201号室
債務者　今野　亜耶
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１７２号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪808番地　市営第３吹上団地Ａ―103
債務者　宮司　保芳
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２７５７号
東京都板橋区大山西町58―２
債務者　山屋亜由里
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８４２号
東京都昭島市中神町1371―61
債務者　萩原　美和
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部